

学校における感染症拡大防止について(お願い)

1 学校感染症による出席停止の手続き

- (1) 出席停止の措置は、学校保健安全法に基づき、学校での集団感染を防ぐことを目的としています。
- (2) 下記の「学校において予防すべき感染症」と判明した場合、主治医の指示に従い家庭で療養させていただきます。また速やかに学校に連絡してください。
- (3) 出席停止の措置をとる場合は、出席停止確認書、受診が確認できる書類が必要となります。
- (4) 出席停止確認書は保護者の方が記入し、生徒が回復し登校する際、受診が確認できる書類とあわせて担任へ提出してください。

※受診が確認できる書類の例:処方薬の説明書、薬袋、病院の領収証、調剤明細書 等

2 出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第2種	新型コロナウイルス	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	【注意】ただし結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 手足口病 ヘルパンギーナ など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*出席停止確認書は保健室に準備しています。また学校ホームページ・すぐるよりダウンロードすることもできます。